

## 公羊との比較に於ける穀梁の特質の一側面

富 山 昇

序

春秋三傳に於ける穀梁の特質を考察するには、手續として先づ左氏と公穀との關係を觀、次に公穀の異同の比較に就いて考ふべきであると思ふが、茲には直ちに後者に於ける一斑を述べる事とする。而して公穀兩傳の密接なる關係は、對左傳といふ場合より離れて、單に兩傳自身だけに就いても十分に認められる事である。従つて以下兩傳の比較に際しても、相似たるもの、相近きもの間に於て其の特質を明らかにせんとする事になり、當然其の差違を強調せんとする傾向に陥らざるを得ない事を豫めことはつて置く。

又考察の對象として幾多の問題を提供せられるのであるが、それは限られた小論の能くする所ではなく、便宜、一、二の頃を中心として、其の主なる傾向の一つに就いて述べる事とする。

### (一) 桓公觀

霸者の對王室、對諸侯の行動を通じて天子と諸侯との關係を觀、兩傳の周室に對する觀念を明らかにしようと思ふのであるが、特に桓公を擧げた理由は、單に孟子の所謂、五霸桓公爲盛。といふ様な意味だけからではない。即ち兩傳は經義を説くに専ら力を盡す結果極めて多くの傳例を設け、傳例は解經の重要な基準となつて居る。斯かる重要な傳例を桓公だけに兩傳共に之を設け、(1)桓盟不日(公羊 莊十三、二十三、穀梁 僖九)といひ、穀梁は更に(2)桓會不致(莊、二七年夏)とも言つて居る。又、傳例の外にも、(1)爲桓公(齊侯)諱。(公羊 莊二十三、僖元、二、十七、穀梁 僖元、

十七) (2)内齊侯。(穀梁||莊三十一、僖四)とも言ひ、特別なる敬意と親愛の意を表してゐる。全傳中或る一個人の爲に斯かる特殊の取扱をなし、傳例まで設けるが如きは桓公唯一一人に限るのである。従つて兩傳の説く經義の上に於て、桓公の存在は極めて重要な意義を有し、何等かこゝに意を寓す所があるのではないかと思はれるので、こゝに先づ取上げたのである。

(1) 公羊の桓公觀

桓公の功業の最大なるものとして繼絶存亡の事であるが、これは邢、衛、杞を救つた三事であるが、これについて見るに公羊は先づ當時の社會の秩序の維持安定は一に桓公に在りとするもの如く、「僖公元年、齊師、宋師、曹師次于攝北。救刑」の條に、經文には狄が邢を滅した事實を書かぬ理由として次の如く言つてゐる。

執亡之。蓋狄滅之。曷爲不言狄滅之。爲桓公諱也。上無天子。下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。桓公不能救。則桓公恥之。(下略)

これと同様の文が、「僖公二年春王正月城楚丘」の衛の滅亡を救つた條、「僖公十四年春諸城緣陵」の杞を救つた條にも繰返して述べられてゐる。天下混亂して天子方伯無き時に當つては、桓公が諸侯を封じたのは義として許されざるも、實は許すのであるとも言ひ(後條参照)中國の治安維持を以て己が任となす桓公を肯定し、天下の實權の掌握を認め、てゐるかの如く思はれる。又僖公三年秋、齊侯宋公江人黃人會于陽穀」に、

此大會也。曷爲末言爾。桓公曰。無障谷。無貯粟。無易樹子。無以妾爲妻。

諸侯に命じたのは桓公自らであるかの如く言ひ、「僖公四年。楚屈完來盟于師。盟于召陵。」には

(略)曷爲再言盟。喜服楚也。何言喜乎服楚。楚有王者則後服。無王者則先叛。夷狄也。而亟病中國。南夷與北狄交。中國不絕若幾。桓公救中國。而攘夷狄。卒帖荊。以此爲王者之事也。(略)

王者有りて後服し王者無ければ先づ叛く楚を服從せしめて、中國を南夷北狄の手より救ひたるを稱し、王者の事とな

してゐるのであるが、平心に此れを讀むと、桓公の地位が非常に高められ、單に諸侯を率ゐる霸者の地位に留らぬかの如き感を與へられるのである。又、「僖公四年、齊人執陳轅濤塗」の條には次の如く言つてゐる。

(略) 執者曷爲或稱侯或稱人。稱侯而執者伯討也。稱人而執者非伯討也。此執有罪。何以不得爲伯討。古者周公東征則西國怨。西征則東國怨。桓公假塗於陳而伐楚。則陳人不欲其反由己者。師不正也。不修其師而執濤塗。古人之討則不然也。史實に就いては左傳とは異つてゐるが、それはともかくとして、注意すべきは桓公の行爲を評價する基準である。即ち經文に「齊人」としたのは、元來桓公は有罪者を執へたのであるから伯討といふべく、「齊侯」と書くべきであるが古の周公の東征西伐に及ばざるものあるからであるとし、重ねて「古人之討則不然也」といつてゐるのは、桓公の行爲をはかるに古の周公の基準尺度を以てしてゐると言ふ事が出来る。

斯の如く觀て來ると、公羊の桓公觀は、單に諸侯中の第一人者といふ普通の意味に於ける霸者たるの地位だけでなく政治的に、時には道德的にも更に重要な價值と意義とを附與せんとするかの如き傾向を感するのである。勿論桓公は何處までも諸侯の一人に過ぎないのであるから、天子との間に劃然たる別を存するのは當然で、公羊も他の所でそれを認めてゐる事は言ふまでもない。但、これを穀梁に比較する時一層明白になると思ふ。

#### (ロ) 穀梁の桓公觀

穀梁が公羊に比して著しく異なる事は、桓公に對して公羊の如き意義と價值とを附與せず、霸者たる桓公の上に天子の存在する事を常に明らかにせんとしてゐる點である。

桓公が霸者としての地位を獲得するに至つた事は、公羊によれば柯の盟に於ける信が天下に著はれた事に在る様であり穀梁は柯の盟には明瞭ではないが、信を以て諸侯を従へたとする點は同様である。然るに穀梁は桓公が諸侯に推されて霸者の地位に就かんとする際に於て、次の如き疑を挿んでゐる。「莊公十三年春。齊人宋人陳人蔡人邾人會于北杏」

(齊人、左公作齊侯)に、

是齊侯宋人也。其曰人何也。始疑之。何疑焉。桓非受命之伯也。將以事授之者也。曰可乎未乎。舉人衆之辭也。

左氏公羊は齊侯に作るに對し穀梁のみ何故齊人とあり、其處に義を説いたのか判らぬが、ともかく受命之伯に非ざるをいつてゐる。鐘文丞は補注に「左氏公羊之經。皆言齊侯。一字之譌精義泯矣。」といつてゐるが、それは我田引水の嫌あるにしても、霸者の上に天子の存在する事を明らかならしめんとする穀梁の意圖が窺はれる。又、陽穀の會に桓公が諸侯に命じた事については、穀梁は孟子と同じく葵丘の會としてゐるが、それを命じた者は、公羊孟子が桓公自らであるかの如き記述に對し、

桓盟不曰。此何以曰。美之也。爲見天子之禁故備之也。葵丘之盟。陳牲而不殺。讀誓加于牲上。壹明天子之禁也。曰毋雍泉。毋易樹子。毋以妾爲妻。毋使婦人與國事。

命じたのは桓公自らではない事を明瞭に記して天子之禁を再度言ひ、其の天子之禁を明らかにしたが爲に、傳例を變へて目を書く文を備へたのであるとする。桓公の行動を尊王に結付けんとする態度の一つである。又、莊公十六年冬の幽に於ける同盟について公羊は單に

同盟者何。同欲也。(何休注。同心欲盟也。同心爲善善必成。同心爲惡惡必成。故重而言同心也)といふに對し、穀梁は、「同者有同也。同尊周也」といひ莊公二十七年夏の同盟にも、公羊は傳なく穀梁のみ次の如く言つてゐる。

同者有同也。同尊周也。於是而後授之諸侯也。

茲にも桓公を尊王に結付けんとし、霸業そのものと尊王とを關聯せしめんと努めてゐるのである。

又一方には桓公の行爲が諸侯たるの分限を越えてゐる理由を以て護つて居る所もある。即ち前に公羊が、桓公の繼絶存亡の功として諸侯ではあるが、天下混亂の際衛を封じたるを許した「僖公二年春」に於て、穀梁は次の如く論じてゐる。

(略)其不言衛之遷焉何也不與齊侯專封也。其言城之者。專辭也。故非天子。不得專封諸侯。諸侯不得專封諸侯。雖通其仁。以義而不與也。故曰仁不勝道。

同じく繼絶存亡の邪を救つた條(僖公元年)には「以其不足手揚。不言齊侯也。」とし、「僖公十四年春。諸侯城緣陵。」には「其曰諸侯。散辭也(略)桓德衰矣。」といふのみで公羊の如き絶大なる讚辭を見出す事が出来ない。

次に桓公の功業の一として攘夷について見るに、先づ山戎を伐つた事である。「莊公三十年。齊人伐山戎。」がそれである。兩傳は其の論點を異にするを以て比較する事は出来ぬが、穀梁は

(略)善之也。何善乎爾。燕周之分子也。貢職不至。山戎爲之伐矣。

やはり尊王と結びつけて説き、前にも觸れた楚を服した件(僖公四年)について公羊は「以此爲王者之事也」といつてはゐるが、積極的に尊王と關係づけようとした形跡がないのに對し、穀梁はこゝにも次の如く言つてゐる。

(略)大國之以兵向楚何也。桓公曰。昭王南征不反。菁茅之貢不至。故周室不祭。屈完曰。云々(略)

以上を綜合して要約すれば、略次の如く言ふ事が出来ると思ふ。即ち公羊が、桓公の内諸侯を率ゐる外夷狄を攘ひ、社會の安寧と秩序の維持をはかつた事に重きを置いて説き、桓公のを單なる霸者に留めずして、王者にも近き極めて高い地位を與へて居り、特に尊王に結びつけようとする傾向は認められないのに對し、穀梁は桓公の上に天子の存在を明らかにしその行爲を盡く尊王に結つけようとしてゐる。又公羊が桓公の功業の成果を極めて稱揚して居るのに對し、穀梁はそれ程に重んぜず、却つて往々諸侯の分限を越えてゐるとして貶して居るのを見出すのである。

(二)公羊の「文、實」「權」と穀梁の「變之正」

以上述べた兩傳の相違を一層明確ならしめ、更に兩傳が當時の時局或は周室そのものに對して如何なる認識、觀念を有してゐたかを考察する手掛りとして、公羊の「文實」、「權」と穀梁の「變之正」とを取上げる事とする。

(イ)文、實

先に桓公觀に於て觸れた如く、繼絶存亡に關して僖公元年邪を救つた條に於て、公羊は更に次の如く言つてゐる。

(略)苟爲爲桓公諱。上無天子。下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。桓公不能救。則桓公恥之。(略)君則其稱師何。不與

諸侯專封也。曷爲不與。實與。而文不與。文曷爲不與。諸侯之義不得專封也。諸侯之義不得專封。則其實與之何。上無天子。下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。力能救之則救之可也。

同二年衛を救つた條、同十四年杞を救つた條に於ても全く同様な文が述べられて居る。茲に先づ注意すべきは「上無天子。下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。」の語である。而して斯かる無秩序混亂の世に當つては天子に非ずして諸侯を封する事も實は許されると説く事である。春秋二百四十二年間に於ける史實に徴する時、天子の實權は失はれ天下諸侯相滅亡する者ありし事は公羊の言ふ通りである。公羊はかゝる世相を觀て、天下は秩序を失ひ治安を缺き、混亂したる世なりと、眼前の現實の儘に認識したのである。さればこそ何人たりと雖も之を救ふ者あれば、それは大いに賞すべき事であつて咎むべき理由はない。先に桓公の功業を王者の事と爲したのも斯かる認識と觀念を以てしたのである。

然るに現實を現實の儘に認識する事は、動もすれば現實の肯定許客に陥り、義理との矛盾を生じ易い。公羊が屢々「實與。文不與。」と言つてゐるのは、義理と現實との矛盾を解かんとするものであらう。「文」とは經文であり其の經文は義理を説くものである。經文は義理を以てするから諸侯にして他を專封する事を許さぬのであるが、それは太平の制（何休注）であつて、天子無く方伯無き混亂の世に於ては實際は許すといふのである。尙「文」と「實」とに就いては以上の三ヶ條に於けるのみならず、極めて頻繁に言及してゐる。「文公十四年。晋人納接菑于邾。弗克納。」の條に（略）此晋卻缺也。其稱人何。貶。曷爲貶。不與大夫專廢置君也。曷爲不與。實與。而文不與。文曷爲不與。大夫之義。不得專廢置君也。

と言つてゐる。邾の文公死したる後邾人は定公を立てたのに、晋の卻缺は諸侯の師を以て接菑を納れて君と爲さんとしたが、納るべからざるを知り引いて歸つた事件である。大夫として君を廢置せんとするを貶したのであるが、それは文の上であるとし、實はゆるすといふのである。こゝに何故に「實與」といつたのかよくは判らぬが、義理の上より論ずる時極めて重視すべき事實で、先の桓公の際に於ける比ではない、若しこれを言葉通りに解すれば義地に墜ちたりと

いふべく、後世諸家も大いに問題としてゐる。又、「定公元年三月。晋人執宋仲幾于京師。」の條に

〔略〕伯討則其稱人何。貶。其曷爲貶。不與大夫專執也。曷爲不與。實與。而文不與。文曷爲不與。大夫之義不得專執也。〔宣公十一年冬十月。楚人殺陳夏徵舒〕の條に

〔略〕雖內討亦不與也。曷爲不與。實與。而文不與。文曷爲不與。諸侯之義不得專封也。諸侯之義不得專封。則其曰實與之何。上無天子下無方伯。天下諸侯有爲無道者。臣弑父。力能討之則討之可也。

とあり、以上六ヶ條に於て文、實を以て述べてゐる。尤も公羊は常に實を以て與してのみ居るのでない事は勿論であつて、昭公四年吳が齊の亂臣慶封を防に封じたのを諸侯が共に吳を伐つた際には、吳の專封を許さずとし、襄公元年宋の魚石を楚が封じた際にも、諸侯の「不與諸侯專封也」として「實與」とは言つてゐない。如何なる場合に「實與」を適用し、如何なる時に之を適用しないで、文の義により「不與」とのみいふのか未だ詳にしないが、ともかく公羊の思想に於て現實、實情を重んずる態度と義理が現實に押流されてしまふかの如き感の存する事は略々認められると思ふ。而して斯かる傾向態度を以てすれば、必然的に次の如く權道を重んずる事ともなると思ふ。

(ロ) 權

「權」とは何か。姑らく傳文に就いて見るに「桓公十一年九月。宋人執鄭祭仲の條、事の始末は鄭の莊公の公子に忽(昭公)突(厲公)の二人があり、忽は寵臣祭仲が公の爲に娶つた鄧曼の生める子であつた。故に莊公の歿後直に忽を君位に立てた。然るに突は宋の大夫雍氏が莊公に女はした雍姑の生める子であり、雍氏は宋公に寵があつたので、昭公(忽)の後見者祭仲を執へて脅かし其の君を出して突を立てしめたのである。(左傳による)其の時の祭仲の態度に對して公羊は次の如く述べてゐる。

祭仲者何。鄭相也。何以不言。賢也。何賢乎祭仲。以爲知權也。其爲知權奈何。古者鄭國處于留。先鄭伯有善於鄭公者。通乎夫人以取其國而遷鄭焉。而野留。莊公死。已葬。祭仲將往省于留。塗出于宋。宋人執之。謂之曰爲我出忽而

立突。祭仲不從其言。則君必死國必亡。從其言則君可以生易死。國可以存易亡。少遼緩之則突可故出。而忽可故反。是不可得則病。然後有鄭國。古人之有權者。祭仲之權是也。權者何。權者反于經、然後有善者也。權之所設。舍死亡無所設。行權有道。自貶損以行權。不害人以行權。殺人以自生。亡人以自存。君子不爲也。

即ち宋公の命に従はねば君も死し國も亡びる事となり、若し其の言に従へば君は生き國は存する事が出来るし、一時緊迫した情勢をゆるめて後圖を計つたのである。祭仲は實に「權」を知る者であつて、之を賢とし、古人の「權」有る者に比してゐる。古人の「權」ある者とは、何休は伊尹とし、伊尹が太甲を桐宮に放つた事を指すと解してゐる。

扱て公羊が如何に現實の事態を重んずるにしても、他國の君に強要せられて己が主君を廢置した事を認容し、それのみならず之を賢者とし、「權」を知れる者と稱揚するに至つては、義を説くべき春秋傳として多くの論議を醸して居るのである。尤も公羊自身も其の説の重大なる鑑みたのであらう、細心の注意を拂ひつゝ、「權」の本質に就いて詳細に説明し、權の行使に關する諸條件を擧げてはゐるが、たとへそれらの諸條件を盡く備へたにしても、義理の上から論ずれば依然として問題があらう。

然し公羊の立場から考へれば相當の理が存するのであつて、空理を排して直面せる事態に處する道として、一概に排する事も出来ぬと思ふ。

以上は極めて概略的ではあるが、公羊の現實を重んずる傾向より、周室の無力、社會の混亂に對する認識、觀念に一つの著しい特徴の存する事を述べたのである。これに對して穀梁を比較しつゝ其の特質の二班を明らかにしようと思ふ。

#### (ハ) 變之正

公羊が當時の權威の失墜を言ふに對し、穀梁は如何に觀てゐるか。「僖公五年秋八月。諸侯盟于首止。」の條に

(略)天子微。諸侯不享覲。桓控大國扶小國。統諸侯不能以朝天子。亦不敢致天王。尊王世子于首戴。乃所以尊天王之命也。(略)天子微。諸侯不享覲云々(略)



「昭公三十二年冬。仲孫何忌……城成周。」の條にも次の如く言つてゐる。

天子微。諸侯不享覲。天子之在者。惟祭與號。故諸侯之大夫。相帥以城。此變之正也。

即ち天子の無力を言ひながらも、公羊の「上無天子。下無方伯。」といひ、恰も天子の存在を無視するかの如き口吻を以てするに對して、「天子微。」と、微弱ながらも其の存在を明らかにしてゐる。一は無といひ一は微といひ、前者は否定的であり後者は肯定的である。これは單なる用語上の問題と見るべきでなく、兩傳の根本觀念の相違が斯かる語となつて現はれたものと爲して差支ないと思ふ。穀梁は混亂の世相を其の儘に觀んとせず、義理あるべきものとして義理の上に立つて現實を認識せんとする態度が窺はれるのである。尙周室に對して極めて明瞭に自らの思想を表明した言葉として次の如きものがある。「僖公八年春王正月。公會主人、齊侯宋公……盟于洮。」の條に

王人之先諸侯何也。貴王命也。朝服雖微。必加於上。弁冕雖舊。必加於首。周室雖衰。必先諸侯。兵車之會也。

勿論公羊に於ても義理を説き名分を言ひ、尊王を主張する事は前にも述べた所であり、此の條に於ても「王人者何。微者也。曷爲序乎諸侯之上。先王命也。」といつてゐる。然し其の根本觀念に於てはどうしても相違を感じられるのであつて、それは穀梁には公羊の如き「文實」や「權」の思想の絶對に見出されないといふ一事を以てするも足りると思ふ。公羊が「文、實」を説く條の個々に就いて穀梁の所説を觀れば、僖公元年桓公が邢を救ふ條には、「以其不足乎揚。不言齊侯也。」とし、同二年楚邱に城く條には先にも引いた如く

(略)不與齊侯專封也。其言城之者專辭也。故非天子不得專封諸侯。諸侯不得專封諸侯雖通其仁以義而不與也。故曰。仁不勝道。

公羊の所謂「文」、即ち義理のみを以てし、「實」を説かぬ。即ち桓公が他の國の滅亡を救つた事は仁に通ずと言へるが、天子に非ずして專封した事は義にかなはぬとしてゐるのである。(范寧注、仁。謂存亡國。道。謂上下之體。)又同十四年衛を救つた條には、「桓德衰矣」といふのみであり、文公十四年晋の卻克が捷菑(公羊作接菑)を邾に納れた條に、

は正不正を以て論ずるのみであり、定公元年、晋人が仲幾を京師に執へた條には、「不與大夫之伯討也。」として、公羊の如く「實與」とは言はぬ。但、「宣公十一年、楚人殺陳夏徵舒」の條には、公羊が「文、實」を説くに對し

此入而殺也。其不言入何也。外徵舒于陳也。其外徵舒于陳何也。明楚之討有罪也。

と言つて其の外討を許して居る様であるが、公羊の「文、實」とは全く異なるのであつて、穀梁のこれは補注にも言ふ如く「文」の上で許して居ると見たのである。

要するに公羊の「文、實」「與、不與」の論は、穀梁全傳中全く存在しないのであつて、従つて「權」についても同様な事が言へるのである。鄭の祭仲に關しても、「突歸于鄭。」の條に

曰突賤之也。曰歸易辭也。祭仲易其事。權在祭仲也。死君難臣道也。今立惡而黜正。惡祭仲也。

祭仲は君難に死すべきが臣道であるのに却つて君位に即くべき正當の君を廢して不正の君を立てたのを惡むとしてゐる。(此處に言ふ「權」は公羊とは全く別のものである。)

然し茲に一應注意すべきは、穀梁に於ける「變之正」である。

先づ傳文に就いて觀るに、先に引いた「僖公五年秋八月。諸侯盟于首戴。」の條に

(略)桓。諸侯也。不能朝天子。是不臣也。王世子。子也。塊然受諸侯之尊己。而立乎其位。是不子也。桓不臣王世子

不子。則其所善焉何也。是則變之正也。天子徵。諸侯不享覲。(略)尊王世子于首戴。乃所以尊天王之命也。世子含王命

會齊桓。亦所以尊天王之命也。世子受之可乎。是亦變之正也。天子徵。諸侯不享覲。世子受諸侯之尊己。而天子尊矣。

世子受之可也。

義理本來の上より見れば、桓公が諸侯を統一しながら、それを率ゐて天子に朝する事をせぬのは不臣にして王世子が世子でありながら諸侯の禮を受けたのは不子であるが、天子の權威の衰へた時に當つて止むを得ぬ事で、王世子を尊ぶ事は天王を尊ぶ事になり、王世子も其の禮を受ける事がやがて尊王となるのであるから「變之正」として許さるべきで

あると説くのである。

其の説き方に於て、或は公羊の「文、實」を言ふのに似て居る様にも感ぜられるが、それは決して同一視さるべきではない。公羊の「文」と「實」とは相對するもので全く正反對の方向を指すものであるが、穀梁の「變之正」は同一方向に於ける距離の差に過ぎない。尊王の理想より言へば臣下としての本分に於て不十分ではあるが、斯かる現實に於ては止むを得ずとして許容したものである。尙、「變之正」に就いては、昭公二十三年冬、諸侯の大夫が相集つて成周に城いた時に、

天子微。諸侯不享覲。天子之在者。惟祭與號。故諸侯之大夫。相帥以城之。此變之正也。

とあり、同様な事が襄公二十九年に、諸侯の大夫が杞に城いた條にもある。

古者天子封諸侯。其地足以容其民。其民足以滿城以自守也。杞危而不能自守。故諸侯之大夫相帥以城。此變之正也。

又、「莊公元年秋。築王姬之館于外。」にも次の如くいふ。

築禮也。于外非禮也。築之爲禮何也。主王姬者必自公門出。於廟則已尊。於寢則已卑。爲之築節矣。築之外變之正也(略)穀梁が「變之正」と稱してゐるのは以上に盡きるが、其の内容は君の廢置、諸侯の專封等を許すといふ公羊の「文、實」とは全く異なるもので、沉んや「權」とは全然別の者である事はいふまでもない。其の言葉の上から見れば或は紛らはしくもあるが、それに聯關する思想、其の語の使用適用せられてゐる箇所とを併せ考へれば、亦自ら判然たるものがある。即ち兩者何れも斯くあるべしと定められたる道に合致して居らぬ點は同様であるが、「權」は公羊の明言する如く「經に反する」ものである。然るに穀梁の「變之正」の適用せられてゐる條が何れも尊王と關係を持つ所などを考へると、それは「經」そのものには合致しては居ないが、決してそれに反するものではない。其の本道にかなつては居ないが、それに沿うた道であると思ふ。

然しながら義理を主とする時は論理其のものは整備するであらうが其の反面或る具體的の行爲事實の判斷評價に於て

其の實情に適せず、變通を知らず動もすれば義理の爲の義理に陥る傾向を生じ易いのである。穀梁には極めて多くそれを認め得るのである。例へば、大夫が君命を帶して他國に使用する時の權限に就いて見るも、變通、融通に缺け、常義を固く持して譲らぬ態度を諸所に認めるのであつて、「襄公十九年。晋子甸帥師侵齊。至穀聞齊侯卒乃還」の如きは其の好個の例である。

### (三) 君位に對する觀念

以上二項目を通して兩傳の周室、時局に對する觀念と態度の概略を考察したのであるが、茲に天下、國家の最大なる權威である君位に對する觀念に就いて一應觸れて見ようと思ふ。

#### (一) 「卒」の傳例を正不正

穀梁は君位の安定と其の尊重には非常なる關心を有し、種々の場合に之を力説して居るのである。先づ便宜上、諸侯の卒したる場合の傳例を見るに

諸侯日卒正也。(隱公三年八月庚辰宋公和卒)

范甯は「正。謂承嫡。」とし、諸侯が卒した時日を書くのは、正當に君位に即くべくして即いた君であるとしてゐる。

此の傳例は極めて頻繁に言はれ、或は「諸侯時卒。惡之也。」とも言ひ、僖公十七年冬十有二月乙亥齊侯小白卒」の條に於ては、桓公は兄公子糾の君位に即くべきを自ら立つて之を殺した者で、君位繼承の正當なる者ではないから、卒せる時、白を書くべきではないが、前に其の不正なるを明らかにしてゐるから、此の條には普通の正當なる君の例により記したといつてゐる。(傳文略)尤も夷狄の君の場合は之と異り、其の正不正に拘はらずして皆略して日を書かぬといふのである。(文公元年冬十月丁未云云の傳)(尙此の傳例に就いては更に詳細に説かれてゐるが、便宜省略に従ふ)穀梁の最も著しき特質の一つとして日月例の整備があげられるのであるが、其の日月例中に於ても卒、葬の條に於て最も備はり、柳興恩は穀梁大義述に於て他の日月例を説明するに當り、屢々卒、葬の場合を本としてゐるのである。尙范

甯が「正」を悉く「承嫡」の意に解するに對しては鐘文烝は異議を挿み、「正」は常理常例をいふ時もあり、悉くを承嫡と解するは不可なりといつて居り（隱公三年補注）其の他柳興恩、許桂林何れも范甯の説の通ぜざるを論難してゐるが、補注の説が穩健だと思ふ。それはともかくとして、穀梁が特に傳例により君位の正、不正に就いて嚴重に考へようとする態度を先づ指摘して、次に弑逆事件の幾つかについて見よう。

（ロ）弑逆

經文の文字の出入により、春秋の弑逆の數については三傳共に異り、而も傳の有無も公穀兩傳異なる爲に、こゝには穀梁の立場から最も特色ありと思はれるものについて考へる事とする。

先づ「襄公二十六年春二月辛卯。衛甯喜弑其君剽。」の條、これは左傳によれば、甯喜の父殖が無道なる獻公を逐出し公孫剽（獻公の弟）を立てたが、甯喜は死に臨みて自分の僭恣を悔い、其の子の喜に遺言して君を復すべく命じたにより、喜は父の命により獻公を立つべく現在の君剽を弑したのである。これに對し公羊は傳無く、左傳は其の罪甯氏に在りとし、穀梁は、元來剽は弟で不正であるが、父が立てて君と爲した以上子は之を君とすべきで、従つて正の君と見るべきであるとしてゐる。

此不正。其日何也。殖也立之。喜也君之。正也。

要するに斯かる弑逆事件に於て、それが正の君か不正の君かを問題として考へる。穀梁の態度と、一度君とした以上正なる君として扱ふ點に注意すべきである。

次に「僖公九年冬、晋里克弑其君之子奚齊。」の條である。史實の説明は省略して、こゝに問題となるのは、經文に「其君之子奚齊。」とある點である。即ち翌十年に卓息とを弑した際には「晋里克弑其君卓及其大夫荀息。」と「其君」と言つてゐるのに、奚齊の場合には「其君之子」と稱して居るのである。公羊は「未踰年之君。」である故であるといふに對し、穀梁は

其君之子云者。國人不子也。國人不子何也。不正其殺世子申生而立之也。

といつてゐる。「不子」につきて范注と疏に引く徐邈の説とは異なるが、何れにしても君位の繼承の上より論ずるもので、正當なる申生を殺して立てた奚齊を惡むといふのである。これと關聯して翌年里克が惠公に殺される場合（十年。晉殺其大夫里克）公羊は經文が討賊の辭を以てせず、普通の大夫を殺すと同じ文例によつたのは惠公の大夫であるからであるとするに對し穀梁は里克を辯護するかの如き口吻さへ感ぜしめる言葉を以て述べてゐる。（傳文省略）即ち晉と稱したのは上にも罪あり（稱國以殺。罪累上也。）とし、重耳は申生亡き後の君位に即くべき正當なるもので、重耳を立てむとしたのは太子申生の遺志であり、里克の弑は重耳の爲であるとしてゐる。

又「哀公六年秋。齊陽生入于齊。齊陳乞弑其君荼。」の齊の景公に陽生、荼の兩子あり、陽生が位を繼ぐべきを景公は荼を立てて太子とし、陽生は陳乞の計らひで魯に逃れ、景公の歿後國に歸つて位につき、荼は朱毛といふものに殺された事件であるが、經文には陳乞が、弑したとなつてゐる。公羊は事件を詳細に述べてゐるが此の事には觸れぬのに對し穀梁はこゝにも不正に言及し、陽生は正であつて君たるべく、荼は不正にして君位に即くべからざるものである。故に陽生から言へば荼は君ではなく、従つて弑君の罪を陽生に歸する譯には行かず、陳乞に歸したのであるといふ。（傳文省略）此の論の妥當か否かは別として穀梁が常に君位の正不正、即ち其の授受に就いて重視せんとするのは、それを明白にする事により、君位の安定と尊嚴とに意を致さんとするのであらうが、それを餘り強調せんとしてか、或は傳例に拘泥する餘りか却つて矛盾さへ感ぜしめるのである。即ち先の衛の剽の如く不正の君でも一度君位につきこれを君とした以上やはり正なる君の如く扱ふと言ふが如きはそれである。

とにかく穀梁の意圖する所は君位に於ける客觀的規準を確立せんとするに在るので、其の事實をれ自身の判斷解釋には缺ける所もある。

弑逆は非常手段を以て君位を奪ひ或は蹂躪するのであるが、それと正反對の立場にあるのは讓國である。

讓國の例として先づ擧ぐべきは隱公桓公の件である。穀梁は、隱公は兄にして正であり、其の位は君父より受けたるものであるのに、兄弟の天倫を廢し君父を忘れたる者である。父が實は桓公に與へたいといふのは邪志であり、父も既に其の邪心に克つて正當なる隱公に與へたのである。讓らうとするのは善であるが、其の父の惡を揚げ、君位を輕んじ干乘の國を輕んじたるを毀り、「春秋貴義而不貴惠。」といつてゐる。(傳文省略)穀梁の君位を重んずる態度を明瞭に物語つてゐる。然るに公羊は見解を異にし桓公を正當とするので直ちに比較は出來ない。

次に「僖公二十八年。晋人執衛侯。歸之于京師。」の條に、公羊が叔武が衛侯の爲に國を讓らんとせる志ありしを稱して賢としてゐるに對し穀梁それに言及せず、「襄公二十九年。吳子使札來聘」の條に、公羊は季札の國を讓れるが故に賢としてゐるに對し、穀梁は同じく賢とはするが君を尊んだが爲で、讓國については一言も觸れてゐない。「昭公二十一年夏。曹公會自鄭出奔宋。」の條に、公羊は公子喜時を讓國を以て賢とし、その子孫まで諱んだのであるといふに對し穀梁は何も言つてゐない。「昭公三十一年冬」の條にも公羊は叔術を國を讓れるを以て賢者とするに穀梁は同じく言及しない。要するに公羊は五ヶ所に讓國を以て善となし之を賢とするに對し穀梁は一も言及する所がない。これ全く隱公の場合における「春秋貴義而不貴惠」であつて、換言すれば君位の授受の重視にあるものと思ふ。

(二) 即位

君位繼承として即位に就いて考へなければならぬが、兩傳とも略同様で擧ぐべきものはない。但、叙述、用語に於て特に關心を有してゐる所二、三ヶ所を見出すが、今まで述べて來た所に盡きる故總て省略に従ふ。

以上二三の事項を中心にして公羊との比較に於ける穀梁の傾向の一つに就いて考へたのであるが、此の穀梁が義を主として現實を輕視せんとする態度は、全傳を貫く重要な傾向の一つであると思ふ。或は弑、殺の傳例、棄師、君惡の

諸項目を通じて見たる君主の本分に對する見解に就いて見ても、これ亦極めて峻嚴である。先に尊王を説き、君主の尊嚴を強調して置きながら、他方君主に對しても其の分を失はざらむ事を強く言ひ、君權の強化に努めつゝも其の反面「民者君之本也。」と屢々言ひ、苟くも分に皆けば君と雖も其の惡を摘發して容赦せぬといふ態度が明瞭に看取出来るのもこの義理を重んずる態度の現れである。即ち義といふ以上當然或る規範を意味し、基準を前提とする。而して穀梁の傳の作者は、經文の一つ一つの中から眞摯に或る客觀的規範、基準を只管見出さんとしてゐるかの如き感を痛切に感じられる。扱て其の客觀的規範、基準を確立せんとせば當然一般的となり、特殊なる事情の酌量と其の適切なる判斷評價に缺け、具體的なる事實の判斷に際して往々にして冷酷刻薄にもなるのである。これに反し情を重んずれば人間性と實情に適した濫みがあり、迫力を持ち、人心に深く訴へ納得せしむる所のものを持つに至るのである。公羊が善を善として褒める事の多く、穀梁の貶する事の多いのも其の反映とも見られ、或は「諱」む事の數と其の範圍に於て、公羊が多く廣きに對し穀梁が少く狭き事もこれを結付けて考へるのも強ち牽強とのみは言へないと思ふ。公羊が漢代に隆盛を極めたに對し穀梁の衰微せる理由は恐らく種々の方面より考へられるであらうが、多少は傳文其のものの本質的傾向にも起因するのではなからうかと想像もせられるのである。